

# 平成24年度 第10回 庁議要旨

日時：平成24年8月20日（月）

午前9時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 水産業共同利用施設（カキ処理場等）の整備を促進するための補助制度について（産業部水産課）

本市の重要な産業のひとつである水産業の復興に向け、これまで、応急的な施設復旧支援の観点から、①東日本大震災水産業災害対策資金利子助成、②石巻市水産業共同利用施設復旧緊急支援事業（テント作業場などの漁協負担率の軽減）、③石巻市共同利用漁船等復旧支援事業（漁船や漁具の漁協負担率の軽減）を行ってきた。

漁港の本格復旧に伴い、沿岸漁業の復旧をより着実なものにするため、これらの応急的な施設復旧に続き、石巻市震災復興基金等を活用し、「漁業地域の自立」に向けた市単独の補助制度を創設、拡充を行おうとするもの。

#### (1) 主な内容

- ① 石巻市水産業共同利用施設復旧緊急支援事業（補助対象事業の追加による従来制度の拡充）
  - ・補助対象 漁村集会所兼仮設漁協事務所の建設
  - ・負担軽減効果 国、県補助を除く漁協負担額の軽減（漁協負担分 1/6 を 1/18 に軽減）
  - ・市の補助率 漁協負担分の 2/3 以内
- ② 石巻市水産業共同利用施設復旧整備支援事業（新規）
  - ・カキ・ワカメ・ホタテ・ノリ等の処理場、漁船上架施設、揚荷機などの整備
  - ・負担軽減効果 国、県補助金を除く漁協負担額の軽減（漁協負担分 1/6 を 1/9 に軽減）
  - ・市の補助率 漁協負担分の 1/3 以内
- ③ 実施時期
  - ・平成24年10月1日施行予定

### 2 特別支援教育共同実習所の女川町民の利用に関する協議について（教育委員会学校教育課）

石巻市が整備した特別支援教育共同実習所（石巻市東中里三丁目3-1）について、平成24年3月に女川町教育委員会から女川町立中学校の生徒の利用について打診があり、女川町町から石巻市長に対し、「公の施設（特別支援教育共同実習所）の利用に関する本町住民の利用に関することについて」協議書が提出されたが、公の施設の他団体の利用に関しては地方自治法に規定する議決を必要とすることから、利用を可能とするため、議会の議決を得ようとするもの。

#### (1) 主な内容

- ① 地方自治法第244条の3第2項（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）に規定する協議書の締結
- ② 利用の方法
  - ・石巻市特別支援教育共同実習所条例に基づく
- ③ 経費の負担
  - ・女川町は管理運営経費の一部を年額で負担するものとし、負担額は管理運営費の総額（収入額合計を控除した額）に女川町の在籍者数で除した割合を乗じて得た額とする。なお、女川町在籍者の通所が1日もない月の負担金は生じないものとする。

### 3 石巻駅周辺地域の土地利用構想及び交通改善方針について

（建設部都市計画課、病院局事務部病院管理課、企画部総合政策課）

石巻市の都市核拠点である石巻駅周辺地域に、市立病院、公共公益施設、各種市民生活支援施設

等を集積させ、防災性を高めたコンパクトで人と地球にやさしい、歩いて暮らせるまちづくりの方針を示すもの。

(1) 主な内容

① 土地利用計画について

- ・ステップ1：長期的なまちのデザイン（ステップ2）を念頭におき、石巻市立病院が開院する平成28年を目標としたまちのデザインを示す
- ・ステップ2：防災性を高め、コンパクトで人と地球にやさしく、歩いて暮らせるまちづくりを目指した長期的なまちのデザインを示す

② 交通計画について

- ・石巻駅周辺の交通状況を把握し、石巻市立病院の開院時における発生集中交通量を推計して、石巻駅周辺道路への自動車交通の影響及び改善策を検討

**[報告事項]**

**1 災害復旧工事等の施工確保対策について（総務部管財課）**

東日本大震災に係る災害復旧・復興事業の発注が本格化することに伴い、発注量の急増が見込まれることから、入札の中止、不調対策を実施することにより、円滑な施工確保を図るとともに、災害復旧・復興を促進するもの。

(1) 主な内容

① 石巻市が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行

- ・本市が発注する建設工事において、当分の間、予定価格の事前公表を行う
- ・適用する工事：東日本大震災及びその後発生した自然災害の災害復旧・復興工事に係る建設工事（130万円超）のうち、予定価格（税込）が1,000万円以上のもので、石巻市競争入札審査委員会が指定する工事
- ・事前公表の方法：入札公告又は指名通知書により公表
- ・入札執行回数：1回とし、予定価格を超える入札は失格とする

② 石巻市が発注する建設工事に係る複数等級入札の試行

- ・本市建設工事において、下位等級業者の上位等級工事への入札参加を可能にするもの
- ・適用する工事：東日本大震災及びその後発生した自然災害の災害復旧・復興工事に係る建設工事（130万円超）のうち、工事担当課長が適当と認める土木一式工事で、市内企業限定の入札に適用

復旧・復興工事			
工種	予定価格（税込）	基本等級	複数等級入札試行（市内企業対象）
土木一式工事	3000万円以上	A	A + B（ただし、1億円未満）
	1200万円以上 3000万円未満	B	B + C

③ 実施予定

- ・市長決裁日（平成24年8月13日）以降に入札公告又は指名通知する建設工事

**2 災害対策基本法等の一部改正に伴う関係条例の整理について（総務部防災対策課）**

災害対策基本法等が一部改正され、公布・施行されたことに伴い、石巻市防災会議条例及び石巻市災害対策本部条例の一部改正を行うもの。

(1) 主な内容

① 石巻市防災会議条例の一部改正

- ・第2条で規定する所掌事務について、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することと改正
- ・第3条第5項で規定する防災会議の委員について、自主防災組織を構成する者又は学術経験者を追加する

② 石巻災害対策本部条例の一部改正

- ・第1条中、引用する災害対策基本法において条ずれがあったことから、条項を整理する

**3 母子・父子家庭医療費助成、子ども医療費助成、重度心身障害者青津医療費助成受給資格の所得判定に係る特定扶養親族について（福祉部子育て支援課、障害福祉課、健康部保険年金課）**

本市における各種医療費助成の受給資格は、保護者の所得が所得制限額内にある場合に助成対象としており、扶養親族が特定扶養親族である時は基準の所得制限額に一定金額を加算して判定を行っているが、所得税法の一部改正により、特定扶養親族の定義が「16歳以上から23歳未満の者」から「19歳以上23歳未満の者」に変更された。

このことにより、「16歳以上19歳未満」の者が特定扶養親族から除かれることとなり、受給資格の対象外となる可能性があることから、特定扶養親族から除かれる年齢について所得制限額の加算対象にし、引き続き助成が受けられるよう関係する規則を改正しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 各種医療費助成受給資格の所得判定について、特定扶養親族等（16歳以上23歳未満の者）を所得制限額の加算対象とする
- ② 関係条例等の改正：所得制限額に一定金額を加算する規定において、「特定扶養親族」を「特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る））」に改める改正を行う
  - ・石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
  - ・石巻市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
  - ・石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正

以上